					二		
					浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）		
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が十四円より低いときにあっては、変更認定前価格）	第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	〇・七六円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三・七円より低いときにあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	二十年間	一・〇七円	〇・五三円	三
令和六年四月一日から令和十年三月三十一日まで	十三・七円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三・七円より低いときにあっては、変更認定前価格）			三十六円		十二円	特定風力発電設備
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで				二十年間			

					二		
					浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）		
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が十四円より低いときにあっては、変更認定前価格）			二十年間	（新設）		三
令和六年四月一日から令和十年三月三十一日まで	十三・七円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三・七円より低いときにあっては、変更認定前価格）			三十六円		十二円	特定風力発電設備
令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで				二十年間	（新設）		